

意見募集要領

『東大和市立第七小学校・第九小学校統合新校建設基本構想（案）』に対するパブリックコメントを実施します。

東大和市教育委員会では、第七小学校と第九小学校の統合による新しい学校の建設に当たり、学校の規模や求められる機能・役割等を整理し、地域の方々等の意見を踏まえながら、安全・安心で、地域に根差した魅力ある学校づくりを進めるための基本的な考え方をまとめた「東大和市立第七小学校・第九小学校統合新校建設基本構想」（以下「基本構想」という。）の策定作業を進めています。

このたび、この基本構想の案を策定しましたので、お知らせするとともに、皆様から広くご意見をいただくため、次の方法でパブリックコメントを実施します。

1 基本構想策定の背景と目的

東大和市の小学校に通う児童の人数は、1980年頃の約8,100人をピークに、現在は約4,400人と半分近くまで減少しています。また、小・中学校の建物の大半は、建築から50年を経過しており、老朽化が深刻な状況です。教育委員会では、将来にわたり児童・生徒にとって快適な教育環境を確保するため、「東大和市立小・中学校再編計画（令和2年7月）」、「東大和市学校施設長寿命化計画（令和4年1月）」を策定し、第七小学校と第九小学校を統合して第七小学校の場所に新校を開設することとしました。

この新校の建設に向けて、学校の規模や求められる機能・役割等を整理し、地域の方々等の意見を踏まえながら、安全・安心で、地域に根差した魅力ある学校づくりを進めるための基本的な考え方をまとめ、今後の設計に反映するために東大和市立第七小学校・第九小学校統合新校建設基本構想を策定するものであります。

新校の建設に当たっては、現在の子どもたち、そして未来の子どもたちのために、快適な環境で学ぶことができ、充実した学校生活を送ることができるよう、今後の教育環境の変化にも対応可能な新しい時代に合った学校にするとともに、第七小学校と第九小学校の伝統を継承しながら、学童保育所機能や集会所機能を複合し、地域のコミュニティの核としての役割を備えた学校施設の整備を目指します。

2 新校開設時期の変更

第七小学校と第九小学校の統合による新校開設時期は、これまで、令和9年2学期の開校とし、学校の統合時期を未定としていましたが、工事費の精査に時間を要したことから、全体スケジュールを見直し、令和8年4月に学校を統合し、令和10年2学期の新校舎開校を目指すことにしました。

3 基本構想（案）の主な内容

- (1) 基本構想策定の背景と目的
- (2) 教育環境整備方針
- (3) 与条件の整理
- (4) 新校整備方針
- (5) 新校舎の配置、平面計画
- (6) 仮校舎の配置、平面計画
- (7) スケジュール 等

第七小学校と第九小学校の統合による新しい学校建設のコンセプト

東大和市が目指す学校の実現に向けて、以下の5つを第七小学校と第九小学校の統合による新しい学校建設のコンセプトとします。

- 1 学力、人間性を確かなものとする学校づくり
- 2 地域コミュニティの核となる学校づくり
- 3 安全安心で快適な学校づくり
- 4 防災拠点としての学校づくり
- 5 脱炭素社会に貢献する学校づくり

なお、基本構想（案）の策定に当たっては、庁内における検討の他、第七小学校と第九小学校の校長を含めた両校の学校運営協議会委員の皆様及び特別支援教育関係者で構成する統合検討会議における検討を経まして、教育委員会の承認を得たものであります。

また、第七小学校と第九小学校に通う児童と保護者の皆様を中心に、新しい学校についてのアンケート調査を実施し、調査結果を参考資料の一つとして活用させていただきました。

4 基本構想（案）の内容及び説明資料 ※別添

- (1) 東大和市立第七小学校・第九小学校統合新校建設基本構想（案）
- (2) 参考資料：東大和市立第七小学校・第九小学校統合新校建設基本構想（案）の概要資料

5 ご意見を提出できる方

- (1) 市内在住の個人
- (2) 市内に事業所等を有する個人
- (3) 市内に事業所等を有する法人等
- (4) 市内在勤の個人
- (5) 市内在学の個人
- (6) 当該施策に利害関係があると認められる個人
- (7) 当該施策に利害関係があると認められる法人等

6 ご意見の提出期間

令和5年12月6日（水）から令和6年1月5日（金）まで（必着）

※期間終了後に提出されたご意見については、パブリックコメントへのご意見としてお受けできませんので予めご了承ください。

7 資料の閲覧方法

- (1) 東大和市公式ホームページ
- (2) 文書閲覧 教育部教育総務課（東大和市役所5階5番窓口）
※教育総務課での文書の閲覧は、土曜日、日曜日及び年末年始（令和5年12月29日（金）～令和6年1月3日（水））を除く、平日の午前8時30分から午後5時15分まで

8 ご意見の提出先、方法及び提出様式

- (1) 提出先
教育部教育総務課（東大和市役所5階5番窓口）
- (2) 提出方法
次のいずれかの方法により、提出してください。
 - ・書面の持参（土曜日、日曜日及び年末年始（令和5年12月29日（金）～令和6年1月3日（水））を除く、平日の午前8時30分から午後5時15分まで）
 - ・郵送 〒207-8585 東大和市中心3-930 東大和市 教育総務課宛て
 - ・FAX 042-563-5933
 - ・電子メール gakyou@city.higashiyamato.lg.jp
 - ・オンライン申請フォーム（以下の二次元コードをスマートフォン等で読み取るか、記載のアドレスからアクセスしてください。）



<https://logoform.jp/form/VfYv/434473>

(3) 提出様式等

様式は自由です。別紙に意見書の参考様式を用意しております。

なお、提出の際には次に掲げる事項を明記してください。

- ア 市内在住の個人 住所及び氏名
- イ 市内に事業所等を有する個人 事業所等の名称、所在地及び氏名
- ウ 市内に事業所等を有する法人等 事業所等の名称、所在地及び代表者氏名
- エ 市内在勤の個人 勤務する事業所等の名称、所在地及び氏名
- オ 市内在学の個人 在学する学校の名称、所在地及び氏名
- カ 当該施策に利害関係があると認められる個人 利害関係を有することが明らかにできる事項、住所及び氏名
- キ 当該施策に利害関係があると認められる法人等 利害関係を有することが明らかにできる事項、事業所等の名称、所在地及び代表者氏名

9 提出されたご意見等を公表する時期

提出されたご意見の概要やご意見に対する市の考え方等は、令和6年1月末までに東大和市公式ホームページで公表する予定です。なお、公表に当たっては、住所、氏名等の個人情報を除きます。

10 注意事項

電話及び窓口での口頭によるご意見、上記8の(3)提出様式等に掲げる事項の明記がないご意見はお受けできません。また、ご意見をいただいた方への個別の回答は行いませんので、あらかじめご承知おきください。